

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-296366

(P2007-296366A)

(43) 公開日 平成19年11月15日(2007.11.15)

(51) Int. Cl.		F I			テーマコード (参考)	
A 4 7 F	5/00	(2006.01)	A 4 7 F	5/00	E	3 B 1 1 8
A 4 7 F	7/19	(2006.01)	A 4 7 F	7/19	A	

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L 外国語出願 (全 9 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2007-121784 (P2007-121784)</p> <p>(22) 出願日 平成19年5月2日(2007.5.2)</p> <p>(31) 優先権主張番号 60/796,774</p> <p>(32) 優先日 平成18年5月2日(2006.5.2)</p> <p>(33) 優先権主張国 米国 (US)</p>	<p>(71) 出願人 501345242 スポットレス・プラスチック・ピーティーワイ・リミテッド Spotless Plastics Pty. Ltd. オーストラリア国、ビクトリア州、ムーラッピン、サリバン・ストリート 20-26</p> <p>(74) 代理人 100058479 弁理士 鈴江 武彦</p> <p>(74) 代理人 100091351 弁理士 河野 哲</p> <p>(74) 代理人 100088683 弁理士 中村 誠</p>
---	---

最終頁に続く

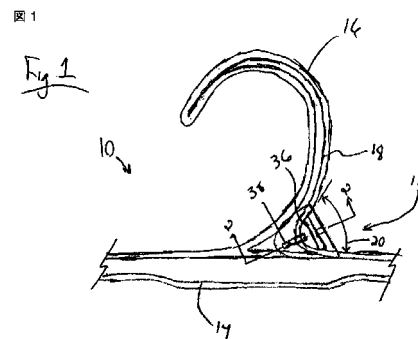
(54) 【発明の名称】 汎用性の高いネック下部のサイザ

(57) 【要約】

【課題】 従来技術のサイザの困難を克服すること。

【解決手段】 ハンガと指示器タブとの組合せで、ハンガは、本体から上方に伸び、この本体と角を形成しているフックを有し、このフックと本体との交差点の領域の少なくとも一部で、ハンガの周囲をめぐって伸びているリブを備えている。指示器タブは、端部壁により接続されている2つの対向する側壁を有している。これら側壁が、これら側壁を通る貫通孔を有していることは好ましい。一方で、前記端部壁が、この端部壁の少なくとも1つの自由端で第1のノッチを有していることは、このましく、自由端の両方で有していることはさらに好ましい。受入用隆起が、側壁の一方又は両方から内向きに伸び、この受入用隆起は、前記ハンガのリブを受容するための第2のノッチを有している。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ハンガとこのハンガのための指示器タブとの組合せ体であって、

前記ハンガは、本体から上方に延び、この本体と角を形成しているフックと、このフックと本体との交差点の領域の少なくとも一部で、前記ハンガの周囲をめぐって延びているリブとを具備し、

前記指示器タブは、端部壁により接続されている 2 つの対向する側壁と、前記側壁の少なくとも一方から内向きに延びている受入用隆起とを具備し、

前記端部壁は、この端部壁の少なくとも 1 つの自由端で第 1 のノッチを有し、

前記受入用隆起は、前記ハンガのリブを受容するための第 2 のノッチを有し、傾斜が前記側壁の内面から生じ、それによって前記受入用隆起が前記第 2 のノッチの上部に向かって延びている組合せ体。

10

【請求項 2】

前記指示器の対向する側壁と端部壁との間で、中央で懸架された棒をさらに具備し、この棒の自由端は、前記リブが前記受入用隆起の第 2 のノッチに受容される場合に、前記ハンガのリブに係合することにより反れるように、サイズとディメンジョンとが取られている請求項 1 に係る組合せ体。

【請求項 3】

前記側壁の少なくとも一方は、貫通孔を有している請求項 1 に係る組合せ体。

【発明の詳細な説明】

20

【技術分野】**【0001】**

本発明は、衣料用ハンガの分野に関する。本発明は、特に、標準化されたハンガスタイルと共に用いられるためのネック下部の表示器タブに関する。

【背景技術】**【0002】**

衣料の小売販売の分野では、いわゆるガーメント・オン・ハンガ (G O N) プログラムが小売業者により好まれるようになった。G O N プログラムでは、衣料品は、小売商人に既にハンガに掛けられて配送され、小売の場所に到着するとすぐに、これら衣料品は、直接、販売のためのディスプレイに置かれる。以前は、小売業者が、彼らの自費で行われる労働で衣料品をハンガに掛ける仕事を完成させていた。

30

【0003】

特に、小売業者は、彼らの販売フロアで目を楽しませるような一様さが得られるように、複数の供給業者の間で特定のハンガ又はハンガの特性を特定してきた。この目的のために、ハンガのサイズ、形状、性能特性などについての規格が、例えば、ヴォランティア・インタインダストリ・コマース・スタンダーズ・アソシエーション (Voluntary Inter-industry Commerce Standards Association) (V I C S) などのような組織により維持されている。これらの間で、ある特定の規格化されたハンガの特徴は、複数のハンガのモデルにわたって極めてよく知られている。すなわち、ハンガのフックとハンガの本体との間、特にこのハンガのフックがハンガの本体と鋭い角を形成するこのハンガのフックの後ろ側で、滑らかで丸みを帯びた変化を取り入れることである。

40

【0004】

加えて、G O H プログラムの推奨に相互に関連して、小売業者とかれらの顧客とは、ハンガそれ自身にハンガに掛けられている物品に関する複数の印を表示させることを望んでいる。これら印のカテゴリは、製造者、素材及び値段を含むことができるが、衣料品に関しては、とりわけそれらのサイズを含むことができる。このことを達成するために様々な手段が開発されてきた。それらは、M a r s h a l への特許文献 1 と、G o u l d s o n への特許文献 2 を含んでいる。とりわけ、これらの特許の両方が、本出願と共に共通に譲受された。これらの間でちょうど述べた後者の特許に開示されているタイプが普及している。すなわち、ハンガのフックとハンガの本体との交差点の後ろ側で、ハンガに固定さ

50

れるもので、適当に名づけるならば、サイドサイザタブ、又は単に、サイドサイザ、ネック下部サイザ又は表示器である。

【特許文献1】米国特許No. 5, 884, 422号公報

【特許文献2】米国特許No. 6, 019, 260号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、従来技術で知られているこのようなサイドサイザは、ハンガが特定の表示器を受容するように特別に製造されることを必要としている。様々な他の表示器は、普遍的に受容可能で有るように形成されることもできる。例えば、ハンガのフックを囲んで取り付けられている表示器である。これらは、一般に、ハンガのフックに沿って自由に摺動し、たいていハンガの本体に隣接するフックの基部に留まるようになる。しかしながら、これらは、ハンガにしっかりと係合せず、望ましい外観も達成しない。

10

【課題を解決するための手段】

【0006】

従来技術のこれらのそして他の困難を克服するために、本発明によると、ハンガと指示器タブとの組合せが提供されている。前記ハンガは、本体から上方に延び、この本体と角を形成しているフックを有し、このフックと本体との交差点の領域の少なくとも一部で、前記ハンガの周囲をめぐって延びているリブを備えている。

【0007】

20

前記指示器タブは、端部壁により接続されている2つの対向する側壁を有している。これら側壁が、これら側壁を通る貫通孔を有していることは好ましい。一方で、前記端部壁が、この端部壁の少なくとも1つの自由端で第1のノッチを有していることは、このましく、自由端の両方で有していることはさらに好ましい。受入用隆起が、側壁の一方又は両方から内向きに延び、この受入用隆起は、前記ハンガのリブを受容するための第2のノッチを有している。場合によっては、傾斜が前記側壁の内面から生じ、それによって前記受入用隆起が前記第2のノッチの上部に向かって延びる。前記指示器の対向する側壁と端部壁との間の、中央でつるされた(suspended)棒は、前記リブが前記受入用隆起の第2のノッチに受容される場合に、前記ハンガのリブに係合することにより反れるように、サイズとディメンジョンとが取られている複数の自由端を有している。

30

【0008】

本出願の、これらのそして他の特徴と、有利な点と、利益とは、同一の参照符号が複数の図に渡って同一の特徴を参照している添付されている複数の図と、以下の詳細な説明を参照して、明らかとなる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

図1を参照すると、衣料用ハンガの中央部分の全体10とネック下部のサイザの全体12とが前方立面図で示されている。図1では、サイザ12の最も手前の(nearest)側壁が透明であるかのように示され、以下の特徴の図を用いた説明を容易にしている。ハンガ10は、本体14を有し、この本体14から上方に延びているフック16を備えている。ハンガ10は、このフック16により支持部(図示されていない)からつるされる。フック16は、普通、非直角な角度で本体14と交差し、したがって、この角は、一方の側で鋭角であり、他方の側で鈍角である。本発明は、フック16と本体14との間の交差角により限定されないため、これは、単に技術の現状を説明するためである。

40

【0010】

ハンガ10は一般に、そしてフック16は特に、それを縁取るリブ18を有している。このリブは、I字形の溝(channel)、C字形の溝、又は他の一般に知られた若しくはこれ以後に作り出されるスタイルの断面のものであろうと、このハンガの本体の断面形状により形成されている。フック16と本体14との交差点では、このリブ18は、角20を形成し、この角20は、サイザ12を取り付けるのに好都合で望ましい位置である。

50

【0011】

図2を参照すると、ハンガ10とサイザ12とが、図1の2-2線に沿った断面図で示されている。サイザ12は、端部壁26により接続された、対向する側壁22、24を有している。これら側壁は、図1に見られるようなそれらの形状を参照して、同一又は同様の輪郭を有することができるが、その必要はない。同一の輪郭を有する側壁22、24を有すると、ハンガの前方又は背後から見たときに、対称的な外観を生ずる。さらに、例示的な実施形態では、輪郭の形状は、1つの角が丸められたほぼ三角形形状である(図1を見よ)。しかしながら、サイザの輪郭形状を、本発明の精神又は範囲から逸脱することなく変化させることができる。

【0012】

少なくとも1つの側壁24は、ハンガ10のリブ18を受容し保持するためのくぼみすなわちノッチ30を備えた内向きに突出している受入用隆起28を有している。この受入用隆起28は、サイザ12をハンガ10に取り付けるのを助けるように傾斜部32を有することができる。さらに、ノッチ30の深さと形状とを、サイザ12を取外すのに対する抵抗を増加させ、又は減少させるように変更することができる。好ましい実施形態では、サイザ12は、関連のある工業規格により規定されているような、いわゆるチャイルド・レジスタントである。すなわち、サイザ12を取外すために必要とされる力は、典型的な子供、又は少なくとも子供の集団のうち何らかの所定の一部により印加されることのできる力よりも大きい。

【0013】

例示的な実施形態では、リブ18は、一方の側だけに開いており、したがって、ただ1つの受入用隆起28が必要であり、望ましくもある。しかしながら、例えば、ハンガ10がI字形の溝の形状を有している他の実施形態では、リブ18は、両側に自由端を有しているであろう。この場合には、対向する側壁22、24の第2の受入用隆起28が、例えば、取外すための抵抗をさらに増加させるために好都合でありうる。

【0014】

図3を参照すると、ハンガ10とサイザ12との斜視図が示されている。端部壁26は、この端部壁26のいずれかの又は両方の自由側面(free sides)にノッチ34を有していることが好ましい。サイザ12がハンガ10に取り付けられた場合、リブ18は、ノッチ34に受容され、この場合、対向する側壁22、24は、側方への安定性を与えるようにリブ18に係合することができる。

【0015】

場合によっては、再び図1と図2とを参照して、ハンガ10に取り付けられた場合のサイザ12の安定性をさらに高めるために、サイザ12は、対向する側壁22、24と、端部壁26との間に掛けられたストリング36(suspended string)を有していてもよい。掛けられたストリング36は、中央でサイザ12に固定された素材の棒であり、この場合、端部壁26に固定されるが、場合によっては、又は追加的に側壁22、24のいずれか、又は両方に固定される。懸架された(suspended)ストリングの端部は、ハンガ10のリブ18に係合し、サイザ12がハンガ10に取り付けられる場合に、すなわち、リブ18がノッチ30に受容される場合に、このリブ18(it)によりそらされる。前記掛けられたストリングの端部がそらされると、サイザ12に張力が印加され、リブ18の受入用隆起28のノッチ30での係合が強められる。

【0016】

さらなる改良として、サイザ12は、例示的な実施形態の場合に、側壁22、24の両方を通して貫通孔38を有していてもよい。貫通孔38により、複数のサイザ12が包装、輸送のためにつなげられることができ、マガジン(magazine)としてのハンガ10にサイザ12を自動的に取り付けするための機械の保持マガジン内への充填を容易にすることができ、又はさらにマガジンへの供給(magazine feed)、又は振動ボウルへの供給(vibratory bowl feed)の機械が、ハンガ10への取り付けの前にサイザ12を向き付けることを可能とすることができる。

10

20

30

40

50

【0017】

例としてのみ、サイズ12又はハンガ10の素材は、一般に射出成形されたプラスチック、例えば、ポリスチレン、SAN、ABS、PPO、ナイロン、ポリプロピレン（PP）、ポリエチレン、PET、ポリカーボネート（PC）、アクリル、クレシン（Kressin）、塩化ビニル、又はこれらのいずれかの変形例である。しかしながら、特定の製造方法を問わず、他のプラスチック、金属、又はほぼ所望のいかなる素材を用いることができる。具体的には、ほぼ限定なく、複数のプラスチックのうちで、素材は、透明、半透明すなわち不透明、又は所望の着色がされていてもよい。追加的な印、例えば、ハンガからつるされている品物の製造者、素材、値段、又はサイズをあらわすものが、サイズ12と一体に成形又は形成され、又は後で塗布されて(applied)もよい。さらに、サイズ12の色又は単にサイズ12があることが所望の印を構成してもよい。

10

【0018】

本発明は、複数の例示的な実施形態に関して説明されてきた。複数の変更並びに/若しくは改良が、この開示を考慮すると、当業者にとって、本発明の精神又は範囲を逸脱することなく、明らかであろう。これらの実施形態は、単に例として、添付されている請求項のみに規定されている本発明の範囲を限定せずに提供されている。

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】本発明の例示的な実施形態による、衣料用ハンガの中央部分とネック下部のサイズとの前方立面図である。

20

【図2】例示的な実施形態を図1の2-2線に沿った断面図で示す図である。

【図3】例示的な実施形態のハンガとネック下部のサイズとの斜視図である。

【符号の説明】

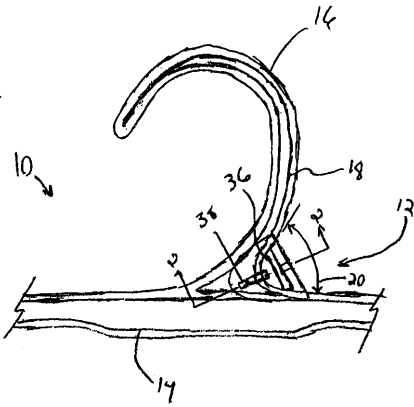
【0020】

10...ハンガ、 12...サイズ、 14...本体、 16...フック、 18...リップ、
20...角、 22...側壁、 24...側壁、 26...端部壁、 28...受入用隆起、 30...ノッチ、
32...傾斜部、 34...ノッチ、 36...掛けられたストリング、 38...貫通孔。

【図 1】

図 1

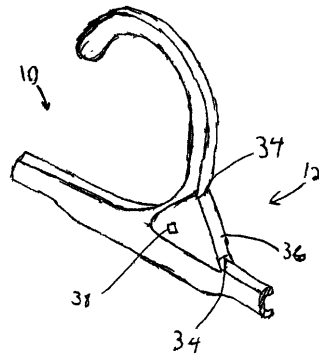
Fig 1



【図 3】

図 3

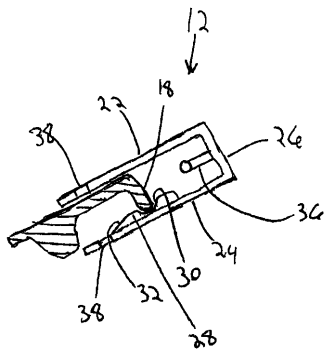
Fig 3



【図 2】

図 2

Fig 2



【手続補正書】

【提出日】平成 19 年 8 月 2 日 (2007.8.2)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】図面

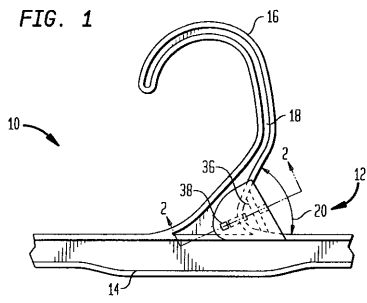
【補正対象項目名】全図

【補正方法】変更

【補正の内容】

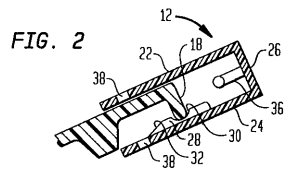
【 図 1 】

図 1



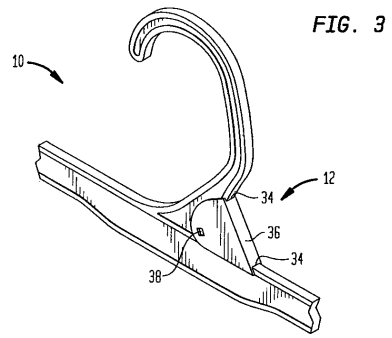
【 図 2 】

図 2



【 図 3 】

図 3



フロントページの続き

- (74)代理人 100108855
弁理士 蔵田 昌俊
- (74)代理人 100075672
弁理士 峰 隆司
- (74)代理人 100109830
弁理士 福原 淑弘
- (74)代理人 100095441
弁理士 白根 俊郎
- (74)代理人 100084618
弁理士 村松 貞男
- (74)代理人 100103034
弁理士 野河 信久
- (74)代理人 100140176
弁理士 砂川 克
- (74)代理人 100092196
弁理士 橋本 良郎
- (74)代理人 100100952
弁理士 風間 鉄也
- (72)発明者 スタンリー・エフ．・ゴールドソン
アメリカ合衆国、ニューヨーク州 11768、ノースポート、ハーバー・ポイント・ドライブ
10
- Fターム(参考) 3B118 FA15

【外国語明細書】

2007296366000001.pdf